

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域データセンター整備促進税制の創設
2	対象税目	(国税3)(法人税:義) (地方税7)(固定資産税:外) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。</p> <p>(1)対象者</p> <p>特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成29年法律第35号)の規定に基づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>(2)対象設備</p> <p>実施計画に従って取得した電気通信設備</p> <p>①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装置、非常用発電機^{※1}</p> <p>※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(3)措置内容</p> <p>法人税:取得価額の30%の特別償却</p> <p>固定資産税:取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p> <p>《関係条項》</p> <p>—</p>
4	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(適用:2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>IoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分散して国土強靱化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)</p> <p>第1章 国土強靱化の基本的考え方</p> <p>4 特に配慮すべき事項</p> <p>(民間投資の促進)</p>

			<p>民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 30 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 28 年度末時点の「1 都 3 県のデータセンターのサーバールーム面積」※²の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」※³における比率(以下「指標の比率」という。)を、平成 28 年度末時点で約 57.85%であるものを、平成 38 (2026)年度末までの 10 年間で 1%下げること为目标とする(平成 31 年度末時点の目標値は 57.55%。) ※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における 1 都 3 県のサーバールーム面積 ※3 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における 全国のサーバールーム面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、データセンターの約 6 割が東京圏に分布していることから、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 30 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者 平成 31 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者</p> <p>※業界団体へのヒアリング等により下記のとおり推計。 データセンター事業者は平成 28 年度末で 357 者(データセンタービジネス市場調査総覧 2017 年版(株式会社富士キメラ総研)より)であり、そのうち電気通信事業者は 316 者。業界団体へのヒアリングの結果、64 者に確認を行い、2 者より「適用見込み」、20 者より「適用を検討する」と回答があった。 「適用見込み」の回答者は 100%適用すると考えられることから、事業者の割合より、10 者の適用が推計される。 $316 \text{ 者} \times 2 \text{ 者} \div 64 \text{ 者} \times 100\% = 10 \text{ 者}$ また、「適用を検討する」の回答者のうち 30%が適用するとした場合、事業者の割合より、30 者の適用が推計される。 $316 \text{ 者} \times 20 \text{ 者} \div 64 \text{ 者} \times 30\% = 30 \text{ 者}$ 上記より、平成 30、31 年度の 2 年間で合計 40 者が適用を受けるための設備投資を行う見込みであると推計される。</p>
		② 減収額	<p>平成 30 年度減税額(法人税): 557(百万円) 平成 31 年度減税額(法人税): 572(百万円) 初年度減税額(固定資産税): 0(百万円) 平年度減税額(固定資産税): 134(百万円)</p> <p>※詳細は別添参照</p>

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p> <p>本措置を講じない場合の「指標の比率」は、平成24年度末から平成28年度末までの実績^{※4}より、平成31年度末時点で約57.99%になるものと推計される（平成30年度及び平成31年度の2年間での全国のデータセンターのサーバーールーム面積は92,514㎡増（平成31年度末で累計1,455,741㎡）、このうち1都3県のデータセンターのサーバーールーム面積は54,866㎡増（平成31年度末で累計844,215㎡）と見込まれる）。業界団体へのヒアリングによれば、本措置により、平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバーールーム面積は約7,100㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.49%低減して、約57.50%となり、平成31年度末時点での目標を達成できることから、本措置が達成目標の実現に十分に寄与するものである。</p> <p>※4 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））におけるデータセンターのサーバーールーム面積</p> <p>※効果については次のとおり推計。</p> <p>データセンタービジネス市場調査総覧2017年版より以下のとおり。</p> <p>平成30年度の対象設備の投資総額（見込み）：142,760百万円 …①</p> <p>平成31年度の対象設備の投資総額（見込み）：146,740百万円 …②</p> <p>平成28年度末時点のデータセンター事業者数：357者 …③</p> <p>平成28年度の対象設備の投資総額：111,790百万円 …④</p> <p>平成28年度の増加サーバーールーム面積：48,940㎡ …⑤</p> <p>これより、平成30年度（20者適用見込み）では7,998百万円の対象設備の投資、平成31年度（20者適用見込み）では8,221百万円と推計される。</p> <p>①142,760百万円×20者÷③357者＝7,998百万円 …⑥</p> <p>②146,740百万円×20者÷③357者＝8,221百万円 …⑦</p> <p>そのため、本税制の効果により平成30年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバーールーム面積は3,501㎡、平成31年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバーールーム面積は3,599㎡と推計される。</p> <p>⑥7,998百万円×⑤48,940㎡÷④111,790百万円＝3,501㎡ …⑧</p> <p>⑦8,221百万円×⑤48,940㎡÷④111,790百万円＝3,599㎡ …⑨</p> <p>⑧3,501㎡＋⑨3,599㎡＝7,100㎡</p> <p>また、本措置を講じない場合は、同資料2013～2017年版より最小二乗近似により下記のとおり推計される。</p> <p>平成31年度末の全国のサーバーールーム面積（見込み）： 1,455,741㎡ …⑩</p> <p>平成31年度末の1都3県のサーバーールーム面積（見込み）： 844,215㎡ …⑪</p> <p>これより、効果として1都3県のサーバーールーム面積の減少率は、平成30年度は0.24%、平成31年度は0.25%と推計される。</p> <p>⑥3,501㎡÷⑩1,455,741㎡＝0.24%</p> <p>⑦3,599㎡÷⑩1,455,741㎡＝0.25%</p> <p>また、本措置を講じない場合の平成31年度末時点での「指標の比率」は57.99%となる。</p> <p>⑪844,215㎡÷⑩1,455,741㎡＝57.99%</p> <p>これより、本措置により、平成31年度末時点で「指標の比率」は57.50%とな</p>
--	---------------------	---

			<p>ることが見込まれる。</p> $57.99\% - 0.24\% - 0.25\% = 57.50\%$
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を抑えることができるため、税込減を是認する効果があると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセンティブを確保することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 4 条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律（法第 18 条等）、消費者保護に関する規律（法第 26 条等）、電気通信設備に関する規律（法第 41 条等）等が適用される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域のデータセンター関連設備の整備が促進され、地域における情報流通が円滑化されることによって当該地域の活性化に資することが期待される。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

地域データセンター整備促進税制 減税見込額

データ通信課

【法人税】特別償却 30%

平成 30 年度減税額：557 百万円

平成 31 年度減収額：572 百万円

1. サーバー、ルーター、スイッチ、電源装置（直流に限る）、無停電電源装置（UPS）、非常用発電機

① 平成 30 年度投資見込額^{*1}：7,998（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額② 平成 31 年度投資見込額^{*1}：8,221（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額

③ 特別償却率：30%

④ 法人税率：23.2%

平成 30 年度減税額：①×③×④=557（百万円）

平成 31 年度減税額：②×③×④=572（百万円）

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2017（(株)富士キメラ総研）の投資見込額より推計

【固定資産税】取得後 5 年間課税標準 1/2

初年度減税額：0 百万円

平成 31 年度減税額：47 百万円

平年度減税額：134 百万円

1. サーバー（5 年償却）

① 平成 30 年度投資見込額^{*2}：4,782（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額② 平成 31 年度投資見込額^{*2}：4,905（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額：4,843（百万円） ※平成 30、31 年度の平均投資見込額

④ 償却率：0.369

⑤ 半年償却率：0.1845

⑥ 課税標準：1/2

⑦ 固定資産税率：1.4%

平成 31 年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=27.3（百万円）

平年度減税額： $((1-④)^4 \times ① + (1-④)^3 \times ② + (1 + (1-④) + (1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$

=67.5 (百万円)

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

2. 無停電電源装置 (UPS) (6年償却)

① 平成30年度投資見込額^{※3} : 445 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

② 平成31年度投資見込額^{※3} : 445 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額 : 445 (百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額

④ 償却率 : 0.319

⑤ 半年償却率 : 0.1595

⑥ 課税標準 : 1/2

⑦ 固定資産税率 : 1.4%

平成31年度減税額 : $① \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦ = 2.6$ (百万円)

平年度減税額 : $((1-④)^4 \times ① + (1-④)^3 \times ② + (1+(1-④) + (1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$
=7.0 (百万円)

※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9年償却)

① 平成30年度投資見込額^{※4} : 2,099 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

② 平成31年度投資見込額^{※4} : 2,226 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額 : 2,162 (百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額

④ 償却率 : 0.226

⑤ 半年償却率 : 0.113

⑥ 課税標準 : 1/2

⑦ 固定資産税率 : 1.4%

平成31年度減税額 : $① \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦ = 13.0$ (百万円)

平年度減税額 : $((1-④)^4 \times ① + (1-④)^3 \times ② + (1+(1-④) + (1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$
=42.9 (百万円)

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

4. 非常用発電機（15年償却）

① 平成30年度投資見込額^{※5}：672（百万円）※20者あたりの対象設備投資見込額

② 平成31年度投資見込額^{※5}：644（百万円）※20者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額：658（百万円）※平成30、31年度の平均投資見込額

④ 償却率：0.142

⑤ 半年償却率：0.071

⑥ 課税標準：1/2

⑦ 固定資産税率：1.4%

平成31年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=4.4（百万円）

平年度減税額： $((1-④)^4 \times ① + (1-④)^3 \times ② + (1 + (1-④) + (1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$
=16.1（百万円）

※5 データセンタービジネス市場調査総覧2017（(株)富士キメラ総研）の投資見込額より推計

固定資産税減税額総額

平成31年度

(1の平成31年度減税額)+(2の平成31年度減税額)
+(3の平成31年度減税額)+(4の平成31年度減税額)
=47（百万円）

平年度

(1の平年度減税額)+(2の平年度減税額)+(3の平年度減税額)
+(4の平年度減税額)
=134（百万円）